

## 成年後見制度は こんな方に

- お金のやりくりができない  
書類の手続きに困っている



- 福祉サービスの利用、入院、  
施設入所の手続きが難しい



## 成年後見制度を利用するには？

### 1 相談



相談は無料です。  
本人でなくても  
大丈夫です。

草津町社会福祉協議会に相談してみましょう

### 2 申し立て書類の準備

弁護士、司法書士に  
依頼する場合は  
有料です。



準備の仕方も相談できます。

### 3 家庭裁判所に申し立て



本人の他、配属者や  
4親頭内の親族、市町村長などが  
申し立てることができます。

受付後、家庭裁判所が調査などを行います。

### 4 成年後見人等の決定

後見・保佐・補助の  
類型が決まります。  
類型によって  
成年後見人等のできることは  
違います。



裁判所が成年後見人等を決めます。

## Q&A



成年後見人がつくと、買い物は自分でできなくなる？

**A:** 食べ物、洋服など日常生活に必要なものは自分で買えますよ。



成年後見人等には何でも頼めるの？

**A:** 食事の世話や介護など頼めないこともあります。



成年後見人は申し立てをしてからどのくらいで決まるの？どんな費用がかかるの？

**A:** 1ヶ月から3ヶ月が多いです。申し立て費用は手数料・印紙代・切手代など。必要な場合は鑑定料がかかります。



成年後見人等とはどんな人になるの？

**A:** 草津町社協の他、弁護士や司法書士、社会福祉士などです。親族や市民後見人が選ばれることもあります。



成年後見人等に支払う費用はどのくらいになるの？

**A:** 本人の生活に支障がない範囲で裁判所が決めますよ。

